

枚方市総合文化芸術センター指定候補者選定結果について

枚方市総合文化芸術センター指定候補者の選定について、枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会に諮り、慎重な調査・審議を経て、下記のとおり指定候補者を選定しました。

今回選定した指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会 9 月定例会に提出する予定です。なお、指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間で、枚方市と締結する協定に基づき当該施設の管理運営を行います。

記

1. 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会（委員名は五十音順）

会 長	明石 成司	（弁護士）
副会長	中川 恵子	（税理士）
委 員	中井 由貴子	（枚方演奏家協会 会長）
委 員	林 伸光	（兵庫県立芸術文化センター 総括アドバイザー）
委 員	藤野 一夫	（兵庫県立芸術文化観光専門職大学 副学長）

2. 指定候補者となる団体

団体の名称等 アートシティひらかた共同事業体
（代表団体）
東京都江東区豊洲三丁目 2 番 24 号 豊洲フォレシア 16 階
サントリーパブリシティサービス株式会社
代表取締役 千 大輔

3. 指定管理期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）

4. 選定の概要について

枚方市総合文化芸術センターの指定候補者を選定するため「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」に諮問しました。

募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 6 年 5 月 16 日から 6 月 14 日までの間、公募を行いました。
申請団体は 1 団体でした。

【選定委員会での審査概要】

同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認されました。

その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行いました。

（評価方法）

評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行いました。内容審査は80点満点、指定管理料の額は20点満点とし、これらの合計100点満点で評価を行いました。

（選定委員会での主な意見と結果）

共同事業体を構成する3社は、他施設での豊富な実績・経験を有し、信頼性の高い、優れた専門家集団を形成しており、財務状況からも堅実で安定した経営が見てとれる。申請団体は現行の指定管理期間（第1期）でも本施設の指定管理を行っているが、民間事業者が指定管理を行う基礎自治体が設置している大型文化施設の中では、本施設は公演（事業）の質と多様性は全国的に見てトップレベルの評価を得ている。

本提案における事業企画については、幅広い顧客層を対象にできる出演者等の選定や枚方の市場に適合した入場料価格の設定を行うなど、顧客の拡大に貢献できる提案をはじめ、次世代を担う若者たちの育成に関する企画や市内の活動団体とともにお互いの展開につながる事業も計画されている。また、指定管理期間の5年の提案にとどまらず、文化芸術について将来的な育成サイクルを構築し、枚方で永続的に発展継承されていく土台づくりを目指している点も評価できる。

施設管理については、本施設においてすでに約4年間の管理運営実績があることから、施設の特徴等を熟知し、知識・経験を積み上げており一定の信頼性が認められる。危機管理の意識も行き届いており、警備、清掃員までも情報を共有し、点検・目配りを促す体制を提案されている。

以上の内容から、指定候補者として選定する旨の答申が提出されました。

上記、選定委員会の答申に基づき、同年8月15日に指定候補者を選定しました。

5. 選定の経過

令和6年4月9日	枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会への諮問 第1回指定管理者選定委員会開催 管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、 指定管理者選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議
令和6年7月11日	第2回指定管理者選定委員会開催 申請状況等の報告 事業計画書の提案内容についてのプレゼンテーション実施 指定候補者についての審議 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会からの答申
令和6年8月15日	指定候補者の選定

6. 実施時期等

令和6年9月	定例月議会へ枚方市総合文化芸術センター指定管理者の指定議案 提出
令和7年4月	次期指定管理者による管理運営の開始

7. 参考（指定管理料の額）

年 度	提案指定管理料の額
令和7年度	680,132 千円
令和8年度	705,876 千円
令和9年度	706,613 千円
令和10年度	721,415 千円
令和11年度	735,945 千円
合 計	3,549,981 千円